

議案第 35 号

長野市宿泊税交付金基金条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市宿泊税交付金基金条例

(設置)

第1条 観光振興を図る事業に要する費用の財源に充てるため、長野市宿泊税交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、宿泊税市町村交付金（資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）に規定する長野県宿泊税基金を財源として本市に交付される交付金をいう。以下同じ。）の額の範囲内で予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的のために要する経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的のために要する経費に充てるときは、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊税市町村交付金を長野県に返還するための財源に充てるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 36 号

長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例

(長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例（昭和41年長野市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表の1備考中「食事料」の次に「及び宿泊税」を加える。

(長野市飯綱高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 長野市飯綱高原観光施設の設置及び管理に関する条例（平成元年長野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の2備考に次のように加える。

5 利用料金（宿泊を伴うものに限る。）には、宿泊税を含まない。

(長野市戸隠観光施設の管理に関する条例の一部改正)

第3条 長野市戸隠観光施設の管理に関する条例（平成16年長野市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表の2に次のように加える。

注 利用料金（宿泊を伴うものに限る。）には、宿泊税を含まない。

(長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯の設置及び管理に関する条例（平成16年長野市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表の1備考中「食事料」の次に「及び宿泊税」を加え、同表の3備考中「及び入湯税」を「、入湯税及び宿泊税」に改める。

(長野市大岡観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 長野市大岡観光施設の設置及び管理に関する条例（平成16年長野市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表の1備考1中「食事料」の次に「及び宿泊税」を加え、同表の4備考に次のように加える。

3 コテージの利用料金には、宿泊税を含まない。

(長野市不動温泉保養センターさざり荘の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 長野市不動温泉保養センターさざり荘の設置及び管理に関する条例（平成21年長野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表の1備考中「食事料」の次に「及び宿泊税」を加える。

(長野市中条地域振興施設やきもち家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 長野市中条地域振興施設やきもち家の設置及び管理に関する条例（平成21年長野市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表の1備考中「食事料」の次に「及び宿泊税」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例、長野市飯綱高原観光施設の設置及び管理に関する条例、長野市戸隠観光施設の管理に関する条例、長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯の設置及び管理に関する条例、長野市大岡観光施設の設置及び管理に関する条例、長野市不動温泉保養センターさざり荘の設置及び管理に関する条例及び長野市中条地域振興施設やきもち家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に係る利用料金について適用する。

議案第 37 号

長野市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

長野市農業研修センターの設置及び管理に関する条例（平成28年長野市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「した者」の次に「（以下この項において「申請者」という。）」を加え、「当該研修課程に対する受講希望者の適性」を「申請者に係る研修課程の受講状況等」に改め、「、選考により」を削り、「行う」の次に「ものとする」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例及び長野市特定公共
賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例及び長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成16年長野市条例第146号）の一部を次のように改正する。

別表坂口17住宅の項の次に次のように加える。

川口7住宅	長野市大岡甲4506番地	木造2階建	1
川口9住宅	長野市大岡甲4507番地	木造2階建	1
川口10住宅	長野市大岡甲4533番地2	木造2階建	1
川口11住宅	長野市大岡甲4531番地	木造2階建	1
川口12住宅	長野市大岡甲4512番地1	木造2階建	1
川口13住宅	長野市大岡甲4511番地2	木造2階建	1
川口14住宅	長野市大岡甲4512番地1	木造2階建	1
川口15住宅	長野市大岡甲4510番地1	木造2階建	1

(長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成16年長野市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表川口団地の項中「11」を「3」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 39 号

長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例

長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和41年長野市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（建築物を新築する場合の駐車施設の附置）

第3条 次の表の(ア)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(イ)の項に掲げる面積が同表の(ウ)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(エ)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(オ)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（同表の(カ)の項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、当該理由が存続する間、当該駐車施設の台数を減ずることができる。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区
(イ)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものの合計			特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積
(ウ)	1,000平方メートル			2,000平方メートル
(エ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分
(オ)	150平方メートル	200平方メートル	450平方メートル	200平方メートル
(カ)	$1 - \left(\left(1,000 \text{平方メートル} \times \left(6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積} \right) \right) / \left(6,000 \text{平方メートル} \times \text{(イ)の項に掲げる面積} - 1,000 \text{平方メートル} \times \text{延べ面積} \right) \right)$			$1 - \left(\left(6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積} \right) / \left(2 \times \text{延べ面積} \right) \right)$

備考

- (イ)の項に規定する部分及び(エ)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。

2 (カ) の項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

第3条の2第1項を次のように改める。

次の表の(ア)の項に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積及び戸数（共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。）が同表の(イ)の項に掲げる面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(ウ)の項に掲げる建築物の部分の床面積（共同住宅の用途においては戸数）をそれぞれ同表の(エ)の項に掲げる面積（共同住宅の用途においては戸数）で除して得た数値を合計した数値（同表の(オ)の項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、当該理由が存続する間、当該駐車施設の台数を減ずることができる。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周辺地区		
(イ)	2,000平方メートル				2,000平方メートルかつ50戸以上	3,000平方メートル	3,000平方メートルかつ50戸以上
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(エ)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	100戸	5,000平方メートル	100戸
(オ)	1 - ((6,000平方メートル - 延べ面積) / (2 × 延べ面積))				1 - ((6,000平方メートル - 延べ面積) / 延べ面積)		

備考

- 1 (ウ)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (オ)の項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

第3条の3の次に次の1条を加える。

(大規模な共同住宅の特例)

第3条の4 第3条の2の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に10分の5を、800戸を超える部分の戸数に100分の25をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

第4条中「前3条」を「前4条」に改める。

第5条第1項中「第3条から前条まで」を「前5条」に改める。

第6条第1項中「、第3条の3及び第4条」を「又は第3条の3から第4条まで」に改め、「の1台当たり」を削り、「規模は、」の次に「駐車台数1台につき」を加え、「、奥行き」を「奥行き」に、「以上とし」を「以上とするとともに」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第3条又は第3条の3から第4条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数（以下この項において「附置義務台数」という。）に10分の3を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模については、幅2.5メートル以上奥行き6メートル以上とし、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上奥行き6メートル以上はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合において、当該理由が存続する間は、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げた数）

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げた数）に2を加えた数

第6条第4項中「の1台当たり」を削り、「規模は、」の次に「駐車台数1台につき」を加え、「、奥行き」を「奥行き」に、「、はり下」を「はり下」に、「3メートル以上とし」を「3.2メートル以上とするとともに」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、当該理由が存続する間、荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模を縮小することができる。

第6条に次の1項を加える。

- 5 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第3条の2から第4条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に10分の4を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5メートル以上奥行き6メートル以上とすることができる。

第7条第1項中「しないことができる」を「したものとみなす」に改める。

第9条中「又は第7条」を削り、「附置し、又は設置した駐車施設」を「附置された駐車施設（第7条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）」に改め、同条の次に次の1項を加える。

（既存建築物における駐車施設等）

第9条の2 第3条から第4条までの規定により附置された駐車施設（第7条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、市長が特別な理由があると認める場合は、当該理由が存続する間、当該駐車施設の台数について、必要とされる台数を確保した上で、当該駐車施設の台数を減じ、全部又は一部の位置を変更することができる。

- 2 前項の適用を受けた駐車施設については、前条の規定を準用する。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更のための工事に着手した者については、この条例による改正後の長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条の2第1項、第3条の4、第4条、第5条並びに第6条第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、この条例による改正前の長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第4条中「特定用途」とあるのは「特定用途（共同住宅を除く。）」と、同条例別表第2中「特定用途に」とあるのは「特定用途（共同住宅を除く。）に」と、「特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。）」とあるのは「特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）」とする。

長野市立学校職員等の旅費に関する条例

長野市立学校職員等の旅費に関する条例（昭和41年長野市条例第97号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 内国旅行の旅費（第8条—第19条）
- 第3章 外国旅行の旅費（第20条）
- 第4章 雑則（第21条—第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第35条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する学校職員（長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）第2条第1項に規定する学校職員をいう。以下「職員」という。）等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤校を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため、住所又は居所から在勤校に旅行することをいう。
- (5) 帰任 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、本市と旅

議案第40号

長野市立学校職員等の旅費に関する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 長野市長 荻原健司

行役務提供契約（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務その他の教育委員会が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職となった場合（その退職、免職、失職又は休職に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、その職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、その職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、その遺族

3 職員以外の者が、教育委員会の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し長野市職員等の旅費支給条例（令和7年長野市条例第46号）の例による旅費を支給する。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消しを含む。同項において同じ。）され、又は死亡した場合その他教育委員会が定める場合において、その旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で教育委員会が定める基準によるものを旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他教育委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、そのことが故意又は過失によるものでないと証明されたときは、その喪失した旅費額の範囲内で教育委員会が定める基準による金額を旅費として支給することができる。

6 第1項から第4項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 前条第1項又は第3項の規定に該当する旅行は、教育委員会若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、既に発した旅行命令等を変更する必要がある場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 出張に係る旅行命令等における発着地は、在勤校又は職員の居住地とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第6条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、教育委員会が定める請求書に教育委員会が必要と認める資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下「支出者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、教育委員会が必要と認める資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後教育委員会が定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、教育委員会が定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与(教育委員会が定めるものに限る。)又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(旅費の種目及び内容)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料とし、これらの内容については、次章の定めるところによる。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他教育委員会が定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から

第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他教育委員会が定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他教育委員会が定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため必要とするものに限る。)の額(第4号に掲げる費用の額は、教育委員会が定める額に限る。)の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げるものを除く。）
- (4) 自家用車を利用する移動に要する費用
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
（宿泊料）

第12条 宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して教育委員会が定める額（次条において「宿泊料基準額」という。）とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合として教育委員会が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊料基準額の合計額とする。

（食卓料）

第14条 食卓料は、宿泊を伴う旅行に必要な食費に充てるための費用とし、その額は、教育委員会が定める額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、現に支払った食費の額とする。

2 移動中に宿泊する場合の食卓料は、前項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転料のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、支給しない。

（旅行雑費）

第15条 旅行雑費は、旅行に要する費用とし、その額は、通信費その他の教育委員会が定める雑費について、現に支払った額による。

（移転料）

第16条 移転料は、赴任に伴う移転に要する費用とし、その額は、移転の実態を勘案して教育委員会が定める方法により算定される額とする。

2 前項に規定するもののほか、赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項及び第19条において同じ。）を移転しなかった職員が赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を移転する場合の移転料の額は、同項の規定に準じて算定した額による。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第17条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、住宅の借受け等に要する額とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受ける際に要した費用として教育委員会が定める額

(2) 赴任後直ちに自ら居住するための住宅に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る宿泊料及び食卓料に相当する額。ただし、宿泊料に相当する額については、5泊分を超える場合にあっては5泊分とし、食卓料に相当する額については、5夜分を超える場合にあっては5夜分とする。

（移転雑費）

第18条 移転雑費は、赴任に伴う住所又は居所の移転に要する費用とし、その額は、教育委員会が定める額とする。

（家族移転料）

第19条 家族移転料は、赴任を命ぜられた日における家族の旧居住地から新居住地までの移転に要する費用とし、その額は、家族1人ごとに次に掲げる額とする。

(1) その移転の際の年齢に応じて第8条から第11条までの規定に準じて算定した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額

(2) 職員相当の宿泊料、包括宿泊費及び食卓料並びに着後手当（宿泊料及び食卓料に相当する部分に限る。）の額

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、家族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前項の規定を適用する。

第3章 外国旅行の旅費

（外国旅費）

第20条 外国旅行の旅費は、第7条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及びこれに基づく命令の規定に準じて計算した額の旅費とする。

第4章 雑則

（旅費の支給額の上限額）

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第11条第4号に掲げる費用を除く。）（家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第5条及び第8条から第11条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊料、包括宿泊費、移転料、着後手当（食卓料に相当する部分を除く。）及び家族移転料（食卓料に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第5条、第12条、第13条、第16条、第17条及び第19条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第22条 教育委員会は、旅行者が教育委員会以外の者から旅費の支給を受ける場合そ

の他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 教育委員会は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、教育委員会が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第23条 教育委員会は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、その職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- 2 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）第14条の7第1項第1号に規定する週休日等（以下この項において「週休日等」という。）における勤務又は週休日等以外の日の長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号）第5条第1項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ぜられた職員が、当該勤務のため旅行した場合には、その職員に対し、当該旅行に要した費用を旅費として支給することができる。

- 3 第4条第1項の規定は、前項の規定に該当する旅行について準用する。

(旅費の返納)

第24条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく長野市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与（教育委員会が定めるものに限る。）又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長野市立学校職員等の旅費に関する条例（以下この項から第5項までに

において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の長野市立学校職員等の旅費に関する条例(以下この項及び第4項において「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「昭和41年長野市条例第97号」を「令和8年長野市条例第 号」に改める。

議案第41号

長野市公共下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市公共下水道条例の一部を改正する条例

長野市公共下水道条例（昭和41年長野市条例第 122号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「公益財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第42号

長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例

長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例（昭和41年長野市条例第 134号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「150人」を「250人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第43号

長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 長野市長 萩原健司

長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年長野市条例第 128号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「12,900」を「13,340」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に、「11,300」を「11,670」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長野市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた長野市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

長野市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

長野市火災予防条例の一部を改正する条例

長野市火災予防条例（昭和41年長野市条例第 130号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条の13」を「第34条の12」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第12条第3項中「、同条第2項並びに第1項」を「並びに同条第2項並びに本条第1項」に改める。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第34条の9第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第34条の11を削り、第34条の12を第34条の11とし、第34条の13を第34条の12とする。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

議案第 4 5 号

芋井飯綱辺地総合整備計画の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

芋井飯綱辺地総合整備計画の変更について

芋井飯綱辺地総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

総合整備計画書

長野県長野市 芋井飯綱辺地
辺地の人口734人 面積7.5k㎡

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
長野市大字上ヶ屋
- (2) 辺地の中心の位置
長野市大字上ヶ屋2471番地1254
- (3) 辺地度点数
141点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、長野市の北部に位置し、標高1,000mの高原であることから、積雪の多い地域である。また、学校及び病院等もなく、住民生活の利便性は低い。

令和2年には、近年の温暖化による雪不足や全国的なスキー人口の減少により、利用者が減り、市の財政負担も大きなものとなっていた「飯綱高原スキー場」を廃止し、冬季の観光客が減少することとなった。

本市では、飯綱高原における今後の観光戦略を「ウィンターシーズン」を中心としたものから「グリーンシーズン」に転換するため、令和元年度から令和6年度にかけ、「飯綱高原交流拠点施設」をはじめ、各観光施設及びアクセス道路の整備を行った。

引き続き、「(仮称)飯綱高原北グラウンド」等の観光施設及び道路整備を進めることにより、住民生活の向上とともに、誘客強化及び地域の活性化を図る。

● 飯綱高原スポーツ拠点整備事業

スキー場の廃止以降観光客が激減し、観光事業者は大きな打撃を受け、地域経済が停滞している。スキー場敷地については後利用の目途が立っておらず、自然環境を保全・保護しながら有効な活用を行い、交流人口を拡大していくことが喫緊の課題となっている。また、サッカー場が恒常的に不足し、子どもたちのチームの多くが練習のために市外まで出向き、選手や保護者にとって大きな負担となっている。

スキー場駐車場敷地を活用し、天然芝グラウンド・人工芝グラウンド各一面の整備、クラブハウスの改修等周辺環境整備を行うことで、地域住民の利用を促進し利便性の向上を図るとともに、社会人や学生等の大会・合宿を誘致し、交流人口の拡大と観光消費額の増加に繋げ、地域経済の活性化を推進する。

● 飯綱高原観光施設整備事業

大座法師池を中心に整備した「森の駅Daizahoushi」が令和4年4月にオープンして以降、新たな観光拠点として地域の活性化に寄与しているものの、池の周囲では木柵が朽ち、大谷地湿原では木道に穴が空くなど、安全面での課題が残っている。小天狗の森遊具についても老朽化が進み、テニスコートについては、凍結による損傷が激しい。

また、「森の駅Daizahoushi」とテニスコートを結ぶ市道や側道は道幅が狭いうえに照明がないことから、交通事故のリスクが高く、歩行者の安全確保が急務となっている。

大座法師池の木柵改修、大谷地湿原遊歩道改修、小天狗の森遊具改修及びテニスコートの改修、また歩道の舗装・照明の設置等を実施することで、地域住民及び観光客の安全性と利便性の向上を図る。

- 飯綱東山麓線交差点改良

事業個所の交差点は、市道飯綱東山麓線と市道芋井105号線が交差する箇所である。市道飯綱東山麓線は長い下り坂の終わりに急カーブと交差点が近接しており、これまでも車両の衝突事故が度々発生するなど、安全な道路環境の整備が急務となっている。交差点改良を行い、安心安全な通行環境の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間 （千円）

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
観光・レクリエーション施設 (飯綱高原スポーツ拠点整備)	長野市	1,673,054	447,820	1,225,234	1,219,600
観光・レクリエーション施設 (飯綱高原観光施設整備)	長野市	83,800	0	83,800	83,800
交通通信 (市道交差点改良)	長野市	50,000	0	50,000	50,000
合計		1,806,854	447,820	1,359,034	1,353,400

芋井飯綱辺地総合整備計画書の変更

1 変更箇所（下線部分）

変更後						変更前					
3 公共的施設の整備計画						3 公共的施設の整備計画					
令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間						令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間					
（単位：千円）						（単位：千円）					
区分 施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業費の予定額	区分 施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業費の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
観光・レク リエーション施設 （飯綱高原 スポーツ拠点整備）	長野市	<u>1,673,054</u>	447,820	<u>1,225,234</u>	<u>1,219,600</u>	観光・レク リエーション施設 （飯綱高原 スポーツ拠点整備）	長野市	<u>1,144,648</u>	447,820	<u>696,828</u>	<u>696,800</u>
観光・レク リエーション施設 （飯綱高原 観光施設整備）	長野市	83,800	0	83,800	83,800	観光・レク リエーション施設 （飯綱高原 観光施設整備）	長野市	83,800	0	83,800	83,800
交通通信 （市道交差点改良）	長野市	50,000	0	50,000	50,000	交通通信 （市道交差点改良）	長野市	50,000	0	50,000	50,000
合計		<u>1,806,854</u>	447,820	<u>1,359,034</u>	<u>1,353,400</u>	合計		<u>1,278,448</u>	447,820	<u>830,628</u>	<u>830,600</u>